

第13回政策評価審議会（第17回政策評価制度部会との合同）

1. 日 時 平成30年11月19日(月)15時00分から17時00分

2. 場 所 中央合同庁舎第2号館 第1特別会議室

3. 出席者

(委員)

岡素之会長、森田朗会長代理（政策評価制度部会長）、牛尾陽子委員、薄井充裕委員、田中弥生委員、田淵雪子委員、松浦正敬委員、白石小百合臨時委員、田辺国昭臨時委員、小野達也専門委員、加藤浩徳専門委員、岸本充生専門委員、堤盛人専門委員、堀田聰子専門委員

(総務省)

鈴木総務副大臣、大西総務大臣政務官、若生総務審議官、讃岐行政評価局長、白岩大臣官房審議官、平野大臣官房審議官、箕浦総務課長、佐々木企画課長、砂山政策評価課長、赤松評価監視官、植田自治行政局2040戦略室長、柏尾客観性担保評価推進室長、楠原企画課企画官、内山調査官

4. 議 題

- 1 「自治体戦略2040構想研究会」報告について
- 2 平成31年度以降の行政評価局調査テーマについて
- 3 行政評価局調査について（地籍整備の推進）
- 4 政策評価制度部会における取組状況について

5. 資 料

- 資料1－1 自治体戦略2040構想研究会について
- 資料1－2 自治体戦略2040構想研究会第一次・第二次報告について
- 資料1－3 第32次地方制度調査会について
- 資料2 平成31年度以降の行政評価局調査テーマについて
- 資料3 「地籍整備の推進に関する政策評価」の取りまとめの方向性

資料4-1 公共事業評価ワーキング・グループの取組状況（平成30年度）

資料4-2 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果について

参考資料1 行政評価局調査の実施状況

参考資料2 地籍整備の推進に関する政策の脈絡図

6. 議事録

（岡会長） 定刻となりましたので、第13回政策評価審議会と第17回政策評価制度部会の合同会合を開会いたします。

本日は、松浦委員にはテレビ会議システムにより御出席していただいております。また、堀田専門委員は、遅れての御出席となっております。

本日は、御多忙の中、鈴木総務副大臣、大西総務大臣政務官にお越しいただいておりますので、最初に御挨拶をいただきたいと思います。

まず、鈴木総務副大臣、よろしく願いいたします。

（鈴木総務副大臣） 第13回政策評価審議会の開催に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

皆様には日ごろから、政策評価の改善方策や行政評価局調査のテーマ設定といった総務省の取組に様々な御助言を賜りまして、誠にありがとうございます。

国民の行政に対する信頼を確保していく上で、行政評価局の機能を的確に発揮していくことは極めて重要であります。そのためには、霞が関の観点のみならず、様々な形で行政の現場の実態を把握することが、とても大事でありますし、国民のニーズを的確につかんでいかなければなりません。

行政運営の改善に複数の視点を取り込んでいくという意味におきまして、様々な御意見、御見識賜りますこと、先生方に御参加いただくことは非常に大きいものでありますので、これからもどうぞよろしくお願いいたします。

（岡会長） ありがとうございました。続きまして、大西総務大臣政務官から御挨拶いただきます。よろしくお願いいたします。

（大西総務大臣政務官） 行政評価を担当しております政務官の大西英男でございます。

ただいま鈴木副大臣から申し上げたとおりでございます。信なくば立たずと言われておりますけれども、先生方が国民の意見を的確に承知・把握して、信念と勇気を持って提言していただくことが、我が行政の信頼を高めていくことにもつながっていくと思います。

先生方の御指導、御鞭撻のほど、よろしくお願いを申し上げます。

(岡会長) ありがとうございます。公務の都合で、鈴木副大臣、大西政務官はここで御退室されます。

(鈴木総務副大臣、大西総務大臣政務官 退室)

(岡会長) それでは、議題に入ります。最初の議題は、自治体戦略2040構想研究会報告についてです。本日は自治行政局2040戦略室の植田室長にお越しいただき、清家篤慶応義塾学事顧問を座長とする自治体戦略2040構想研究会において取りまとめられた報告についてヒアリングを行い、今後の行政評価局調査において取り組むべき分野等についての議論につなげていただきたいと思いますと考えております。

それでは、植田室長、御説明をお願いいたします。

(植田自治行政局2040戦略室長) 御紹介いただきました自治行政局2040戦略室におります植田と申します。資料1-1から1-3に基づきまして、私のほうから最初、話題提供させていただきたいと思えます。

資料1-1、A4横でございますけれども、これは、自治体戦略2040構想研究会を作ったときの趣旨を説明したペーパーでございます。昨年の10月からやっております、今年の7月までございました。2040年頃をターゲットにして、人口構造の変化に対応した自治体行政のあり方の検討ということでございます。2040年頃には、総人口は毎年100万人近く、国立社会保障・人口問題研究所の推計ですと毎年90万人ほど、総人口が減っていくだろうと見込まれております。

また、真ん中あたりのオレンジの四角でございます。高齢者人口がピークを迎えるのが2042年3,935万人ということで、数としてはそのころがピークになる。率としては更に上がっていくということであります。そういったタイミングが二十数年後に来るとということでありまして、自治体の税収、行政需要、両面に大きな影響を与えるだろう。そういった中で、どのように行政サービスを持続可能な形で提供し続ける必要があるか。行政経営改革、圏域マネジメントとして、どのようなことを考えていく必要があるかということこの研究会で検討いただいたというものでございます。

1枚おめくりいただきまして、先ほど御紹介いただきました清家先生に座長になっていただきまして、こういった委員の方々に全16回、御議論いただいたということでございます。総務省の自治部局の研究会といたしましては、一つ珍しい方法として、まず各行政分野、教育・子育てから書いてございますけれども、各行政分野における課題をまずは掘り

下げるということをやりまして、その上で自治体行政のやり方についての御議論をいただいたというものであります。それが一次報告、二次報告という形で、4月と7月にまとめたものでございます。

中身につきまして、資料1-2のほうを御覧いただければと思います。

まず1枚おめくりいただきまして、その中ですけれども、まず人口の話が最初にございます。その上で、第一次報告、第二次報告のまとめをつけておりますけれども、それぞれの個別分野の課題。それから、その個別分野の課題から抽出いたしまして、三つの柱に内政上の危機、このまま放置しておきますと、2040年頃にかけて、こういったことが生じる可能性があるということをまとめていただいたもの。最終的に第二次報告のところで、4つの柱ございますけれども、新たな自治体行政の基本的な考え方ということで、こういった各行政分野ごとの課題に対応していくためには、各行政分野ごとの施策をアプリケーションと捉えますと、それに対するOSというふうに言うておりましたが、それも書きかえが必要なのではないかという議論をしていただいたものでございます。それが第二次報告の内容でございます。

早速、1ページをお開きいただければと思います。人口動向でございますけれども、2015年と2040年の全体の人口ピラミッドを比較したものでございます。2040年頃には、いわゆる団塊ジュニア世代、1971年から74年生まれの世代が、65歳以上、60代後半になるということでございます。ただ、団塊の世代の次の世代が団塊ジュニア世代、大きなこぶであったわけですが、その次の団塊ジュニアのジュニアという大きなこぶというものは、生まれなかったということございまして、2015年と2040年を比べますと大きく違うのは、生産年齢人口のこぶの部分がなくなっているという形で、中には棺おけ型の人口ピラミッドに変わっていくというような表現のされ方もしておりますけれども、こういった2040年の人口ピラミッドの全体の姿を見据えた上で、どういった対応が要るのかという議論が要るのではないかという議論をいただいたものであります。

もちろん、年少人口の部分等、これから生まれる方々につきましては、出生率を上げていくことによって、いかに下の部分を膨らませていくかということは課題になるわけですが、大人の人口といいますか、22歳以上の部分につきまして、ほぼこの形が見えているという中で、それに対する対応策ということは、しっかり考えなければいけないのではないかということでございます。

2ページ、3ページ目につけさせていただいておりますのは、市区町村別、平成30年3

月段階で国立社会保障・人口問題研究所のほうで地域別の将来推計人口として出されているものにつきまして、それぞれ少し分類をさせていただきものでございます。人口段階別に上から人口段階の大きい団体、100万人以上のところから、次のページですけれども、1万人未満までに分けております。それで、左右ですけれども、一番左が増加する団体、それから右にいくにつれて、人口減少が大きくなるということでございます。大きく太く囲っておりますのが、それぞれの人口段階の中で一番団体数が多いところでございます、例えば100万人以上ですと、10%ぐらいまでの減にとどまる団体が多いのに対しまして、次の3ページを御覧いただきますと、40%、50%近くの減少率になる団体が、標準的になっているということが想定されているわけでございます。

そういう中で、各個別分野につきまして、4ページ以降で少し簡単に御説明させていただきます。まず、子育ての分野ですけれども、5歳未満人口、5～14歳人口ともに減少傾向にある。出生高位の推計であっても減っていくという中で、一方で、真ん中のグラフにございますように、労働力率というものは女性、特にいわゆるM字型カーブのくぼみがなくなっていく。しかも男性に近づいていくということで、男性も女性も働き続ける社会に変わっていくということは推計されているわけでございます。

そうすると、右の上ですけれども、幼稚園ニーズは大きく減少する一方で、保育所ニーズは減らないというようなことが想定される。これ、2040年までの数字を出したものでございます。

それから学校分野ですけれども、もう既に10年以上前から、小中高合わせて500校前後の廃校が出てきている。小規模校も出ているということでございます。

他方、大学教育ですけれども、このグラフは、地方で、しかも中小規模の大学が比較的、経営が厳しいというものを示しているわけでございます。赤とかオレンジの部分が、そういったものでございます。

そういった中で、今後、18歳人口が減っていく中で、大学進学率が伸びたとしても、大学進学者の数は減っていくだろうという想定がされております。自然に大学が淘汰されていったとした場合に、右下にありますような、東京や京都と比べますと、鹿児島などは半分ぐらいの大学進学率でございますけれども、これは大学の立地と関係している可能性がございます。そういった点で、今後の地方圏における大学教育はどう考えるのかという意見がございます。

5ページでございますけれども、高齢者、医療・介護の分野でございます。高齢者、特

に85歳以上が大きく増える。団塊の世代の方々が9代になっていくという中で、そういうことになってまいります。

右上ですけれども、その中で、東京圏では特に、県境を越えて介護施設等を利用すると。医療に関しては逆のベクトルになりますけれども、例えば真ん中の特定施設などでは、東京都の方々が東京都内の特定施設におられるのは68%で、それ以外の方々は3県等の施設を利用されているということがございます。県境を越えた調整ということを考える必要があるのかといったことでございます。

それから介護人材の需給ギャップは拡大していると。これは2025年までの数字でございますけれども、40万人近い需給ギャップがあると。さらに、2040年に向けては介護需要が増えていくという中で、これをどういうふうにおさめていくかという課題がございます。

また、都市圏でひとり暮らしの高齢者の方々が今後更に増えていくということと、地域の支えという意味で、これは自治会の中でも認可地縁団体ということで、法人格を持っているところの加入率の最近のものとの比較ですけれども、東京などでは、加入率が高いような自治会が少ないというデータがございます。家族や地域の支えが弱い中で、地域包括ケアというものをどうやって支えていくかという課題がございます。

6ページをお願いいたします。インフラ・公共交通の分野ですけれども、老朽化するインフラ・公共施設は今後、大幅に増加していくと。特に右上を見ていただきますと、例えば水道で見ますと、使用量が少なくなっていくという中で、料金が大きく跳ね上がらないと、料金では回収できないということが想定されると。これ、一つの町ですけれども、1万2,000人のところで4,000円弱だったものが、20年後には1万4,000円近くに上げないといけないのではないかという推計もあるということでございます。

一方、公共交通の分野です。これは横浜と宇都宮の比較ですが、宇都宮のほうを見ていただきますと、鉄道・バスを利用している方というのが、かなり若い方、高校生等に集中しているということでありまして、高齢者の方の利用は非常に少ない。今後さら更に高齢者の方々が増えて、若い方々が減っていくという中では、更に民間事業者の経営環境が厳しくなるのではないかと。右下にあるような廃止路線が、増える可能性があるのではないかとという危機感でございます。

7ページですけれども、これ、空間管理等、防災の話ですけれども、いわゆるスポンジ化ということは言われておりますが、地方の県庁所在地の人口、D I D面積の推移ということで、過去40年間で人口は2割増えたけれども、D I D、いわゆる人口密度4,000人以上

の区域は倍増しているということで、人口は集中しているのですけれども、その集中度合いが少し下がっている。いわゆるスプロール化が進んでいるということでございます。今後、人口が40年前の水準と同じようになっていく中では、このままのD I Dが広がっている中で、都市的な機能を維持していくという課題がございます。

右上にスポンジ化と書いてございますけれども、空き地のオレンジ、また、空き家の黄色といったものが、茨城県の日立市の事例ですけれども、過去20年間でこうして増えてきているといった現象がございますし、今後更にこういうことがいろんな地域で起こっていくのではないかと考えられます。

左下ですけれども、これは岡山県全体の地図ですが、2050年に向けてということで、非居住地化、また50%以上の人口減少が見込まれる部分が、青とか黄緑で示されておりますけれども、こういった地域がたくさん出てくるという中で、どのようにインフラ等を維持していけばいいのかといった課題が出てまいります。

また防災面では、これは少し数字としては古いのですけれども、平成20年の段階での首都直下地震の発災時に、どういった避難所生活者が生まれるかということで、23区だけでは不足が見込まれるのではないかとすることは、その当時言われていたというものでございます。そういたしますと、隣県等との調整も必要になるのではないかとという問題意識でございます。

8 ページ、お願いいたします。労働面ですけれども、労働力が高齢者と女性、若者の労働参加が進まないと、不足が顕著になっていくだろうということでございます。その中で、右上にございますように、各年代、特に女性は全ての年代において、かなり就業希望者と有業者の割合の差があるという話です。また、就職氷河期についての注目がかなりされております。バブル崩壊後、おおむね90年代の後半から2000年代の前半にかけてでございますけれども、その年代に就職した世代につきましては、その前後の世代に比べて給与が低いというデータが出ております。1996年から2001年と書いてございますけれども、2001年段階の25歳から34歳の方々が、その5年前の人たちよりも給与が下がっているという状態が、赤丸で示しているわけでございます。その状況が、その後の2006年、2011年、2016年も引き続けているものでございます。

また、8 ページの右下ですけれども、長期失業者、無業者等につきまして、こういった世代、少し世代はずれていますけれども、かなりたくさんの方がいらっしゃるということも、データとしてございます。

それから産業面ですけれども、9ページお願いいたします。1986年と2014年を比べまして、86年ですと、製造業が一番、従業者が最多となる業種となっていたわけですが、2014年になりますと、小売業、また医療・福祉と、それ以外のサービス業といったところが、かなり雇い手になっているという状況です。

こうなりますと、右上にございますように、製造業と比べまして、サービス業は大都市部と地方部における労働生産性が大きく異なると。実際に立地しているその産業自体が異なるということであろうかと思われましますが、そういった意味で、地方圏の稼ぐ力をどういうふうにつけていくかということは、課題になってまいるわけがございます。

左下にございますけれども、これは全国データですが、産業の新陳代謝が低いという状況の中で、それをどう高めていくかという課題がございます。

9ページの右下ですけれども、テクノロジーをどう活用していくかという中で、これは一つの研究でございますが、日本では、人口知能とかロボットによる代替可能性が高い労働人口の割合が、比較的高いのではないかとされておりまして。人口減少の中では、それとどうやって共存していくかということをすることによって、この課題を解決することを考えなければいけないということであろうかと思っております。

その上で、10ページ、11ページに第一次報告を大きくまとめたものがございます。三本柱に今までの各分野のものをまとめておりまして、一つは、若者を吸収しながら老いていく東京圏、支え手を失う地方圏。2枚目に、標準的な人生設計の消滅による雇用・教育の機能不全。それから三つ目が、スポンジ化する都市と朽ち果てるインフラということがございます。

10ページ目に戻っていただきますと、東京圏につきましては、先ほど申し上げたように医療・介護ニーズの増加率が高いと。そのまま放っておきますと、地方圏では医療に関しては、ピークアウトしている地域もあるということで、そういったいろんな人材が東京に集まってくる。子育ての負担感につながるような構造的要因というように下に書いてございますけれども、例えば長距離通勤とかワークライフバランスが、まだ十分達成できていないといったような課題があると、少子化に歯どめがかからないということがございます。地方圏への居住とともに、東京圏における様々な複合的な少子化対策等が考えられる対応として必要なのではないかと議論をいただいたものでございます。

この黄色の部分の「考えられる対応」につきましては、総務省のみならず各府省ないし自治体と、それぞれ協力し合いながら、こういったことを今後、考えていく必要があるの

ではないかというふうに提言をいただいております。

11ページは、雇用・教育、それからインフラの面でございます。こちらについても危機をそれぞれあらわしまして、それに対する考えられる対応ということを御議論いただいたものでございます。

雇用・教育面につきましては、特に男性も女性もともに働ける、柔軟に働ける仕組みが必要なのではないかと。さらに、活躍したいと思われる女性、高齢者、就職氷河期世代の方々に対する受け皿づくりなどにつきましても、御議論いただきました。また、教育については、その量の低下が質の低下につながらないように、質として上げていくためにどういった視点の教育や、学び直しといったことの必要性についても御議論いただきました。

それから、スポンジ化する都市、朽ち果てるインフラの面につきましては、一定の集積というものを確保しないと、都市機能というものは維持できないのではないかとといった点。圏域の持続可能性について、東京圏につきましても御議論をいただいたものでございます。

12ページ、13ページのほうで、自治体行政の基本的考え方の御議論もいただきました。先ほどのような様々な課題解決をしていくために、自治体の行政のいわゆるOSのあり方についても、考え直さなければならないのではないかと。

一番大きいのは、右上にございますような団塊ジュニア世代と、昨年生まれた方々との人口、半分以下になっているという状況でありまして、2040年頃には、55歳以上による団塊ジュニア世代に対して、半分以下しか入ってこないという中で、これはもう自治体のみならず様々な組織で、こういった少ない若者をどう大事に使っていくかということを考えていかなければいけないということでございます。

一つは、スマート自治体への転換ということで、AI・ロボティクス等の技術を使いこなす自治体が変わっていかなければならないのではないかと。また、実際の業務プロセスや情報システムについても、標準化と共通化をできるだけ図っていく必要があるのではないかとといった点を御議論いただきました。

それから右のほうですけれども、公共私によるくらしの維持ということで、自治体のみならず様々な主体が、自治体がサービスを提供するというだけでなく、プラットフォームを作っていく。その上で、例えば「私」の分野ではシェアリングエコノミーなどが出ていますけれども、そういったことをいかにやりやすくするような環境作りをすることか、また、共助の面でも、自治会等が、先ほども東京圏などでは加入数が減っているということがございましたけれども、そういったことを更に再構築するためにやりやすいよう

な仕組み、環境作りが要るのではないかというような御議論をいただいております。

最後、13ページでございます。一つは圏域マネジメントと二層制の柔軟化ということで、市町村間の連携を強めるという話と、都道府県と市町村の連携を強めるという話でございます。それぞれの市町村が相当、人口減少も激しくなっていく中で、フルセット主義から脱却して、いかに協力関係を強めるか。特に都道府県との関係では、技術面の専門職員などをお互い柔軟に活用し合うといったことが必要ではないかということをお議論いただいたものであります。

それから最後、東京圏のプラットフォームというところで、三大都市圏の話がございます。その中でも都市圏が一番広く広がっている東京圏におきましては、例えば医療・介護をどう圏域全体で考えていくか。また、首都直下地震等の避難体制をどう考えるか。職住近接の拠点をどう作っていくかといった点などにつきまして、都県を越えたような議論をする枠組みを考える必要があるのではないかという提言をいただいたわけでございます。

今ほども駆け足で申し上げましたけれども、御議論いただいた点につきまして、資料1-3にございます第32次の地方制度調査会が、その研究会の後、7月から立ち上がっております。引き続き、この2040年の問題につきまして諮問をいただいて、御議論を始めていただいているという状況でございます。

私からの説明は以上でございます。

(岡会長) ありがとうございます。

次に、今の御説明に関連して、地方公共団体における実情について、松浦委員から補足の御説明をいただきます。よろしくお願いたします。

(松浦委員) こうした研究発表というのは、我々、本当に毎日毎日の目の前の仕事に追われている者からすると、非常に参考になるものでありまして、こうしたことを念頭に置きながら、これからの行政やっていきたいと思っております。

これから申し上げる話は、いわゆる全国の市長会としての意見ではなくて、あくまでも私の個人的な感想だということをお断りさせていただきたいと思えます。

私のほうからは、13ページの左側の圏域マネジメントと二層制の柔軟化ということについて意見を述べさせていただきます。これを進めていくときに、二つの点に注意をする必要があるのではないかと思っております。

一つは、広域化に向けた実効性のある制度構築が必要になってまいります。それで、この絵でいきますと、将来の図としましては、広域的な自治体と、そこからこぼれ落ちるも

のについては、県が面倒を見るというふうな考え方になっているわけでありまして。とにかくできるだけ、これから広域的な自治体というものを作り出していく必要があると思っております。私は、少し過激な物の言い方になると思えますけれども、将来的には、この都道府県という存在はなくしていく方向に行くべきではないかと思っております。

そういう意味から言うと、この広域的な自治体と、県がお世話するというこの二つのパターンというものを固定化して考える必要はないのではないかと。むしろ、方向性としては、全ての市町村が広域的な取組を行う方向へ向かう必要があるのではないかと考えます。

しかしながら、一般の市町村というのは、まだまだ県に対する依存度というものが非常に高いわけでありまして、これを推進していくということは、並大抵のことではないと思えます。したがって、広域的な組織を作ることによるメリット、財源的なメリットなどを今後、併せて考えていく必要がある。単独でやっていると、なかなか十分なサービスはできないということに、それぞれの市町村を追い込んでいくという必要があるのではないかと考えます。

もう一つは、広域的な自治体を作る場合でありますけれども、たくさんの自治体がここに参加するわけですから、どこが中心になってイニシアチブを発揮して、効果を発揮するかということ、実は一番難しいところでもあります。

この例でいきますと、一つの巨大な市があつて、周辺に小さな市町村ということですが、必ずしもそうでないケースも非常に多いわけでありまして。そうしますと、どこがイニシアチブをとって、これをやっていくか。どこかが中心になってまとめていかないと、これはできないわけでありまして、そうしたことについての制度というか、仕組みを考えていく必要があるのではないかと考えます。

今までの合併の場合は、長年かかって、いろいろな経済交流とか人的交流があつたので、そういった土台の上で成り立ったと思えます。その後、これは新しい市町村の中での結びつきをどうするかという問題でありますので、ここは合併のときほど簡単にはいかないと思っております。したがって、そうした広域的な結びつきを促進していくための、先ほど申し上げましたような財源、権限といったものを大幅に移譲していくのと同時に、どこが中心になって組織を引っ張っていくかということをご念頭に置いて、制度を進めていただきたいと思えます。

それぞれの市町村で、状況というのは大きく異なるわけですので、地方制度調査会あるいはこの研究会におきまして、もっともっと地方に出向いていただいて、実態を

調査・研究して、その中から新しい制度を構築していただきたいと思います。

以上でございます。

(岡会長) 松浦委員、ありがとうございました。

それでは、今のお二人のお話をベースに、御質問、御意見がございましたらお願いします。牛尾委員、お願いします。

(牛尾委員) 今回いろいろと御説明をいただいて、私も東北、仙台に住んでおりますので、日々、自分が見聞きしていることが大きな俎上に上がってきたのだなということを実感しております。今回は自治体戦略という部分での御報告をいただいておりますが、ざっと見る限りでも、発想の転換が必要なのではないかという気がします。

その一つとして、例えば生産年齢人口という考え方があるのですが、これは15歳から64歳、統計上それが決まったのが、一体いつなのか。その時代と今の時代はもう違うので、例えば、もしかしたらこの生産年齢人口という統計のカテゴリーの取り方も、これから変えなければいけない可能性もあるかもしれないとか、あるいは、今回は自治体戦略ということで、自治体のほうに焦点が当たっているのですけど、例えば、私のいる東北では、皆様御存じのように、経済産業局や地方農政局といった国の出先機関が縦割りにたくさんあります。例えば、それを合併して、その資源を有用に使うことができないかという形に、この本筋からはそれるかもしれませんが、発想を転換する必要があるかということを出てくるということを出てくることを今回の報告から強く感じております。

今、松浦委員からお話があった地方への説明や意見聴取にどんどん行っていただいて、地域、地域で、意識の高いところと低いところは残念ながら、ものすごく差があります。そうしたことから、地域、地方の方々の意識を高めるとか喚起するという部分にまで踏み込んでいただけるとありがたいと思います。

以上です。

(岡会長) ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。小野専門委員、お願いします。

(小野専門委員) 今、松浦委員のお話にも、県と市間の権限移譲のようなお話もございましたし、今の牛尾委員のお話の中にも、県の出先機関のことがございましたが、お尋ねしたいのは何かといいますと、地方分権というものと今回の議論との関係を教えてくださいたいんです。

分けると二つとあるんですけども、一つは、国と自治体との間の関係のいわゆる団体

自治に関する分権ということで、これまでの分権改革は、おそらく今も第2次分権改革の期間中というか、続いているということだと思えます。今回のこのお話というのは、この地方分権と並行するような感じなのか。少子高齢化、人口減少ということに立ち向かっていく、ちょっとそれと別の次元という話なのか。あるいは、とえあえ分権はもう、特に団体自治の分では実績もあって、ある程度のところまで来ているので、それを踏まえてということなのか。地方分権のこれまでの流れと、この議論との関係といたしましょうか。それを教えていただきたい。

二点目も分権の話ですが、自治体の中での話といたしましょうか。いわゆるこれまでの地方分権改革は、住民自治のほうでは不十分であるという議論を専門家の方々もされていると思えます。今日の御説明の中にもありました。自治体の中で実際にある種、分権とは、おそらく違う文脈で進んでいるのが、地域の住民組織に公共サービスを担ってもらおうという形で、予算なんかもつけてということで、それも総務省も支援していると思えます。そういったものは分権とは違うといえば違うのですが、本来の地方分権改革の設計というのは、最終的には公共の部分を住民に担ってもらおうということが、ゴールとしてはあると思えます。つまり二点目のお尋ねとして、自治体内での住民自治を目指すという意味での元々の分権改革の狙いと今回のお話との関係を教えていただけますか。

(岡会長) ありがとうございます。

それでは、植田室長、お願いします。

(植田自治行政局2040戦略室長) 今、小野専門委員からいただきました地方分権と今回の議論との関係ということでございます。

まず、今回の議論は、これから二十数年後を見た場合に、人口動態がどうなるかということを見て、その上で自治体がどう対応していくかということであったわけです。もちろん、国と地方との関係ということで申し上げますと、権限移譲という意味では、特に基礎自治体を中心に色んな権限移譲を進めてきた。基礎自治体が、住民に一番近い形で仕事をしやすくするような改革を進めてきたわけです。その改革を別の方向に持っていくということではなくて、その成果の上に立って、自治体の人口規模が変わっていくという中で、自治体が仕事をやり続けられるようにするためには、更にどういった改革が要るのかということをお議論いただいたわけでございます。

その中では、国と自治体、都道府県と市町村の関係、市町村間の関係も、かなり垣根を低くするといえますか、協力関係を強めていかないと対応できない部分も出てくるだろう

という流れは出てこようかと思えます。そういう意味で、地域の住民組織との距離、関係につきましても、これは同様の話が言えるかと思っております、これまでも進めてきたいろいろな地域、特に広がったような基礎自治体におきましては、その地域の自治のあり方というもの非常に重要だったわけですが、それを更に進められるように、地域自治のあり方と、圏域における行政のあり方というものを両立させていくような御議論が今後出てくればありがたいのかなと考えております。

(小野専門委員) ありがとうございます。

(岡会長) ほか、いかがでしょうか。では、薄井委員、お願いします。

(薄井委員) まず、植田室長に敬意を表したいのですが、自治行政局でこうした長期ビジョンについての問題提起をされたというのは、画期的だと思います。裏を返せば、かつては国土計画とか経済計画というのがあって、全省庁が集まって、未来のビジョンを語るという場があり、今でも形式的には残っているということですが、実質的には全く機能していないのではないか。それを今回、ある意味で鋭く問題提起されたのではないかと思います。したがって、最終的には国政の場で、こういった提言が全省庁のもと、どういうふうに生かされていくかというゴールイメージが、非常に重要なのではないかなというのを第一に感じました。

それから二番目に感じたのは、松浦委員から御指摘のあった広域行政体の必要性和、裏打ちする財政の問題です。やはり行政の在り方論や財源の裏打ちがないと、おそらくどんな絵を描いても、画餅になってしまうだろう。また、牛尾委員から御指摘があった地方支分局の統合の問題も、もう言われて久しいのだけれども、なかなか実現できない。そういった問題を含めて、この場では今のところ、いわゆる道州制という言葉は出ていないのですけれども、その議論の必要性を痛感します。私は日本型州制度というふうな言い方をされていて、これはこういった審議会の場では、政策コメンテーター会議のメンバーのときに、相当、問題提起もさせていただきました。したがって、政策コメンテーターの会議録を御覧いただければ、そこに出てまいります。

残念ながら、これについての道筋というのは、自民党も含めて今、あまりやる気はないということなので、むしろ現実に進んでいる大きな流れと政策的な対応との関係でいうと、大きなミスマッチがある、政策が追いついていないという状況なのではないかなと思います。

三番目に、最後ですけれども、このレポートは非常に画期的なんです、このレポート

を読むと、気持ちが暗くなってしまいます。では、どうすればいいかと考えてのささやかな問題提起ですけれども、これも、かつてから国土計画や経済計画の場で随分、議論されている内容の焼き直しではあるのですけれども、静態的に人口を見ると、こういう形になるが、動態的に見るとどうか。動態的にという言い方は変かもしれません。モビリティとか移動という観点で見れば、いわゆる定住人口から交流人口へ。さらに今、交流人口をもう一步深めようということで、関係人口へという話になっています。

今度はジャンル別に見ると、交通は本当にたくさん、いろいろな進展もありますし、人の動きも強くなっている。物流も同様です。しかも、ここで指摘されているように、これから先、IT系の情報がさらなるバージョンアップされる。会長を前に恐縮ですが、俗にいう民間企業的な分析でいえば、人、物、情報に、プラスアルファで金ということで考えると、その移動の動きは非常に活発になっている。かつ、それは内外、無差別である。そういった移動の問題、動態的な問題といったところを加味すると、もう少し2040年ビジョンでも明るい見通しも出てくるのではないか。これは、私のアペンディクスです。どうもありがとうございます。

(岡会長) ありがとうございます。

ほか、いかがですか。よろしいですか。では、私からも一言申し上げます。

最後に薄井委員が御発言されましたが、この方向だけ聞くと、何となく暗くなるというのは、私も聞きながら、そう思いました。では、どうしたらいいのかということですよ。これからいろんな対策が出る。結論を先に言ってしまうと、私は、キーワードは連携だと考えています。これは国、県、市町村の関係も同様ですし、牛尾委員御指摘の、各地方に霞が関の出先機関がそういう縦割りで存在するというのも事実です。これだけ危機的な状態が接近してきている中で、これに打ちかって、我々が存続可能な状態にするためには、まず連携が必要だと考えます。制度を変えるのではなくて、今のままだと、当事者がその気になれば、連携は可能なわけです。

また、私は総務省の関係で、ICT街づくり推進会議の座長を6年間やっています、50カ所ぐらいお邪魔して、いろいろな話を聞いているのですけれども、非常にうまくいっているところと苦労されているところと、いろいろあるという。先ほど松浦委員のお話もありましたけれども、各自治体、一律ではないんですね。抱えている課題にも差があります。それから、そこの首長のリーダーシップと関係者との関係。関係者というのは、商工会議所であったり、大学であったり、教育機関であったり、あるいはNPOであったり、

あるいはICTの専門の業者であったり、皆さんがチームを組んで、やっているわけです。そのICTを使ったまちづくりのときのテーマが、どの分野であるかといえば、自治体によって違います。農業でというところもあれば、林業でというところもあれば、先週たまたまお邪魔してきた加賀市では、山中漆器という伝統文化を何とか生かして、活性化を図るというようなことを、ロボットを使ったり、あるいはICTで情報共有したり、そのような形で御苦労されている話も伺ってまいりました。

いずれにしても、そういう連携をしながら、それぞれの自治体の課題をはっきりさせて、それをみんなで解決に向けて取り組んでいくということしかないのではないのかなど。誰かが魔法のつえを持っているわけではありませんので、それぞれの当事者が、自分たちの問題解決のために関係者を全部集めて取り組むと。

あるいは、その中で、先ほど松浦委員御指摘の県と市の関係、これも京都へ行ったときに知事とお話ししたら、京都は観光が今、インバウンドで活況を帯びているのですけれども、同時に観光公害という言葉が、もう既に出ているということも伺いました。海外のみならず国内の観光客も含めて、市で年間5,000万人、県になれば8,000万人だというのですね。これをもう少し、京都の市だけではなく、北のほう、南のほうに分散したい。そうすることによって、市の観光公害も軽減しながら、今度は県の中の市以外の地域のインバウンドなり、日本人を含めた観光客を誘致して、活性化を図りたいということがテーマになったんです。そのときに私から知事に、早く市長と連携すべきという提案をさせていただきました。

いずれにせよ、具体的なテーマで、だからその連携の仕方もいろいろあるんですね。ですから、そのような形で、この人口減少、高齢化はもう避けがたい。これをどうやってオーバーカムしていくかということですので、今日の御説明にあったようなこの報告書をベースに、また各地域地域の健全な危機感を高めて、それぞれのところが動き出すように持っていただけたらよろしいのではないかと。

ほか、よろしいですか。

それでは、議題1についてはここまでとさせていただきます。植田室長におかれましては、お忙しい中、御出席、御説明いただきまして、ありがとうございました。

(植田室長 退室)

(岡会長) それでは議題2に移ります。平成31年度以降の行政評価局調査テーマについてです。行政評価局調査につきましては、総務省が今後3カ年を視野にテーマを定め、計

画的に実施することとされております。これらのテーマの検討に当たって、本年7月の審議会において行政評価局の現地機関などが把握している地域の動向や課題の一端を事務局から紹介し、皆様からの御意見を頂戴したところでございます。今回は、平成31年度以降における行政評価局調査テーマの検討状況について、事務局からの説明を聴取し、審議を行います。

それでは事務局からの説明をお願いします。

(佐々木企画課長) 本日は、現時点におきまして、平成31年度以降のテーマ候補として検討しております11本の調査テーマにつきまして、現時点での問題意識を簡単に御説明いたします。本日の御議論、それから今後の常時監視活動の結果などを踏まえまして、今後更に検討を行いまして、また、他に検討中のテーマも何本かございますので、それらも検討いたしまして、次回開催の審議会におきまして、31年度以降実施の調査テーマとしてお示ししたいと考えておりますので、今後の検討に当たっての視点などについて、御議論いただければと存じます。

簡単に11本、御説明いたします。まず、死因究明等の推進でございます。これは、現場において死因究明や身元確認に多大な労力と時間を要している状況があることから、死因究明等の推進を図るために調査するというものでございます。

事業承継でございます。これは、相続の場合と比べまして、生前譲渡の場合、許認可等の手続が不合理であるといった情報などがあったことが端緒となっております、事業承継時の許認可手続等を調査するものでございます。

子どもの育成支援でございます。これは、放課後児童クラブ、子供教室など、保護者のライフスタイルの変化に応じた効果的な施策となっているか等について、調査するものでございます。

廃校施設でございます。これは、少子化等に伴い、廃校が増加している中で、地域別の活用・不活用の実態を解明して、廃校利用を推進するために調査するものでございます。

次は、農道・林道の維持管理でございます。農道・林道は道路ネットワークの一部であり、国道・県道とともに、道路全体としての維持管理が必要となっております、その実態を調査するというものでございます。

自衛隊の災害派遣でございます。これは、今後の自衛隊活動に役立つ情報を現地へのヒアリング等により収集するという調査を企画しているものでございます。

次は、伝統工芸の地域資源としての活用でございます。これは、伝統工芸を地域創生の

起爆剤として観光等の分野と結びつけるなどの取組の推進も必要ではないかとの観点も含め、調査するものでございます。

次は、要保護児童の社会的養護でございます。これは、児童相談所の一時保護の受け入れ態勢が十分整っていない、児童養護施設、里親等の各運用が効果的、効率的に行われていないなどの問題意識により、調査するものでございます。

次は、地域交通の再構築でございます。これは、地域の特性に応じた支援のあり方を検討するために調査するものでございます。

次は、外来種対策の推進でございます。これは、外来種対策をいかにして効果的、効率的に推進していくかという問題意識で調査するものでございます。

最後、土壌汚染対策でございます。これは、汚染状況が判明した土地等の汚染対策が進んでおらず、再開発、まちづくりに支障が発生しているなどの問題も出ておるものですから、その実態を明らかにすることを目的として、調査をするものでございます。

次に、委員から事前にお話をいただいておりますので、調査テーマの選定に当たっての手順、考え方を御説明いたします。

調査テーマの検討プロセスでございますけれども、まず基本は、本審議会から平成28年2月にお示しいただきましたテーマ選定に関する中長期的な考え方の四つの視点でございます。行政評価局では、この考え方を基に常時監視活動を積極的に展開しているところでございますが、この活動を通じて把握しました各種課題につきましては、更に情報を加えた上で、テーマ選定の基準などから検討を行いまして、調査テーマとして絞り込みを行っております。絞り込みを行った調査テーマは蓄積されていきます。調査の体制上、蓄積された全ての調査テーマを実施することはできませんので、評価局として重点的に調査すべきテーマを優先して実施することになろうかと思っております。

具体的に申し上げますと、平成31年度以降のテーマの重点分野としては、先ほど御説明がありました2040構想の課題認識は共通認識であるという考え方から、これらを参考としまして、まずは地域活性化、人口減少、少子高齢化を重点分野。その他にも安全・安心の三分野と仮置きしまして、当該分野に該当する11本を現時点での検討テーマとして挙げて、検討しているという状況でございます。

少し御説明の順番が逆転したような感じでございますけれども、本日は、平成31年度以降の調査テーマの重点分野の御議論。11本の候補テーマの今後の検討に当たっての視点、さらに、過去の調査のつながり等が分かるように、過去の調査一覧を参考資料としており

ますので、11本以外の今後検討すべきテーマなどがございましたら、それについての御議論をいただければと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

(岡会長) ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明について、御質問、御意見がございましたらお願いします。田中委員、お願いします。

(田中委員) 御説明ありがとうございます。基本的なこと、本当にベーシックなことを質問させていただきたいのですが、選定をされた元となる母集団が何なのかということでありまして、500の施策から選ばれているのか。あるいは、5,000ほど事業があると思いますが、そこから選ばれているのか。まず、元になるところが何であるのかということをお説明いただきたいというのが、一点です。

二番目は、この手順・考え方のイメージを作っていた点なんです。これは大変分かりやすく、良かったのですが、更に言えば、全体のどこから、これを選んでいるのかという元のところが、イメージが分からないので。確かにこういうロジカルなスタンダードを作って選びましたということなのですが、どこから選んできたのかというのと、これとすり合わせが必要ではないのかというのが、二番目のコメントになります。

以上です。

(岡会長) それでは、最初の質問に対しての回答をお願いいたします。

(佐々木企画課長) ありがとうございます。500の施策と5,000の事業ということで、調査をするに当たって、地方から各種情報が上がってきております。あとは本省でも、各種課題の情報を収集しております。その課題が、5,000の事務事業に係るものもあれば、500の施策単位のものもございます。500の施策なのか、事務事業なのかということでございますけれども、その課題に応じまして、施策を対象とする場合もありますし、事務事業を対象とする場合もあるというような考え方でございます。

それから、母集団でございますが、ここにはお示しすることができませんでしたが、テーマの蓄積をしているということでございます。常時監視活動の結果、かなりの情報量が集積されておりますので、それに基づきましていろいろな調査テーマが蓄積されていると。その上で、テーマ選定の基準で絞り込みをかけまして、この11本になりましたけれども、その関係を今、具体的にお示しすることが難しいので、そこは次回に向けて工夫したいと思います。

(岡会長) ほか、いかがでしょう。田淵委員、お願いします。

(田渕委員) 御説明ありがとうございます。先ほどの田中委員の御質問にも通じるかとも思うんですけども、なぜ今、この11テーマが選ばれているのか、なぜ候補として挙げているのかといったところが御説明をいただいても見えないのですね。ですので、そのあたりを整理していただくと、調査の目的も明確になって、調査した結果として、こういうものが出てきて、それをどう改善につなげていくかというところも見えやすくなってくると思いますので、調査設計に当たって、そうした観点で検討していただくと良いのではないかと思います。

例えば、農道・林道の維持管理に関して、これまでも事故があつたりもしていますし、そういった部分で、なぜこれが今、取り上げられているのかといったときに、国民の皆さんがこれを見て、何をどう捉えていいか、あまりはつきりしないのではないかと思います。例えば、東日本大震災や熊本地震、西日本の水害等の際に、農道・林道がどういう状況で復旧していったのか。遅れはなかったのか。そうしたところから調査をしていただいて、農道の復旧が遅れたところがあつたら、なぜそこが遅れたのか。国が対処すべきなのか、市町村なのかといったところで、調整がつかなかったとか、そうした課題が出てきたのであれば、それに対して対応していくといった形で調査をしていただいて、結果をお示しいただいたほうが、市民生活に直接的に影響、良い意味での効果として得られると思いますので、そうした観点で、他のテーマについても御検討いただければと思います。行政としても、どうそれを改善につなげられるかといった観点で調査設計していただければと思います。

以上です。

(岡会長) ありがとうございます。それでは松浦委員、お願いします。

(松浦委員) 私は、具体的な課題の調査をする場合の視点ということでお願いしたいことがあるんです。地域公共交通の再構築についてでございます。

今、国のほうでどんどん進めておりますのは、地域に小さな拠点を作って、そこへいろいろなものを集約しているというふうな政策はとられております。したがって、そこまで出かけていくための足の確保ということは、非常に大事なことになっているわけです。しかしながら、それはそうとしましても、例えばコミュニティバスなんかは、実際は乗らないんですね。

ところが、地域へ出かけますと、もっと利便性を高めてくれというふうな意見ばかりが出てくる。実態としてはどうなっているかというところ、コミュニティバスの運営費の8割は

税金をつぎ込んでいるわけでありまして。料金で賄っているのは2割だけということですので、理想と実態というものには、すごくかけ離れたものがあるということでございます。つまり行政におんぶに抱っこというような状態があるということなんです。

これからこの問題を調べていただく上で、先ほど岡会長のほうからもお話がございましたけれども、地域の関係者の連携ということが一番大事なことだと思います。なぜこういう問題が起こっているかというのと、今まで行政が一方的にこうしたバスを作るといった形でやっておりますので、もっと便利にしろ、もっと便利にしろというふうなことしか出てこない。

したがって、関係者が集まって、自分たちも何かこういうことについて努力しなければいけないのではないかとというふうなことを話し合う中で、どういうふうな地域公共交通の確保が大事かということだと思いますので、これから調査をしていただくときには、単にコストとかそういうことではなくて、関係者の連携というのがどれだけ、この制度を作る上で行われているか。そういったところをぜひ調べていただきたいと思います。

(岡会長) ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。堤専門委員、お願いします。

(堤専門委員) 先ほどお二人の委員からもあったように、資料を見ていて、後づけ的な資料のような気がいたしました。イメージということなので、今からこういうふうにするという話なのですけれども、本来、これがあって出てきているべきものが、何となく後からとってつけたように出てきたというところは、議論の進め方としてまずいのではないかなど。

私の記憶違いだと申し訳ないのですけれども、何回か前に、A3ぐらい大きなもので重点政策からあって、こういうところやりますみたいな資料を拝見した記憶があります。これがテーマ選定であったのかどうか分かりませんが。そういう形で整理した上で、資源は有限なので、今回はここにしますとか、来年に向けて、こういうところをやりますみたいな議論がないと、恐らく、今日、お聞きされている皆さん、何でこれがという話が、もやもやとしたものがあつたと思いますし、それはやっぱり国民の方から見ても、よく分からないということだと思いますので、ぜひそこは次回に向けてご用意いただきたいというお願いです。

それと併せて、「テーマ選定の基準」と御説明された点についてですけれども、この「基準」という言葉も少し気になりまして、何か基準みたいなものを作って、丸が二個とか三

個だったら選ぶみたいな話ではないと思うんですね。重点的な政策とか観点とかいろいろな切り口がある中で、今回はこれでということが御説明いただければ良くて。何か基準を作ってしまうと、それはもちろん部内の話かもしれないのですけれども、何かそれに縛られてしまって、来年も再来年もこの基準でいきますといった自動的にやるようなイメージを受けましたので、この「基準」という言い方が、本当に良いかどうかというのも、併せて御確認、もしくは検討いただければと思いました。

以上です。

(岡会長) 「基準」の考えでありますか。

(堤専門委員) 「観点」とか「対象」とか「分野」とか、そういうことのかけ合わせだと思うのですが、それで何か表を作って、丸が何個あれば選ぶとか、あるいは丸が多いものから選ぶということではなく、仮に丸が一個だけでも、こうこうこうで、今回はこのテーマを選定するみたいなことを議論いただくことだと思います。「基準」というと、例えば我々が担当している事業評価なんかだと、B/Cが1.5といったイメージになってしまって、途端に機械的に何も考えないで資料を作ってしまうと、選定が上がってみたいになってしまいがちなので、そういうことをなくしていただければというお願いで。ちょっと言葉が今すぐ思いつかないんですけれども、そういう運用の仕方は、ないようにお願いしたい、ということでございます。

(岡会長) 事務局、お願いします。

(佐々木企画課長) テーマ選定の基準という、平成26年に明文化されたものですが、これはどちらかというとテクニカルな側面がございまして、テーマを選定するとき、当局の特質を生かせるかという観点から調査設計を意識する必要がございまして。有効性とか合規性といった調査分析が確実にできるのかそういう分析が確実に設定できるかという、どちらかというと、調査技術面の側面を持つ基準のように考えていただければと思います。言葉の使い方はいろいろあると思いますが、そういう意味で使っているものでございます。

(岡会長) いいですか。

ほか、いかがでしょうか。

(讃岐行政評価局長) 複数の先生から同じような問題意識がありましたので、改めて、毎年、同じような議論を恐らくしているのだと思うのですが、最初に堤先生がおっしゃった、こういう重点分野をやっていったらいいのではないかという文章を何年か前に作ったというのは、例えば、元々の文章は、少子高齢化とか人口減少社会といったことを羅列し

て書いていたというところでもあります。

基準については、今、佐々木が申し上げたとおり、ある意味、行政評価局の仕事の特質を生かせる分野は何だろうかということで絞り込みをかけると、こういうことだろうと思います。

ところで、重点分野と特質から絞り込んで、何でここになるのかというのは、まだかなりの開きがあって、ぴたっと来ないねというところで、これは10から12~13本ぐらいしか選べない中で、課題というのはおそらく、先ほど施策でも500、事務事業5,000とあって、それからだけ採っているわけでもないの、おそらく無限にあるのだと思います。その中から何を採るのかといったときに、7月に御説明しましたように、地域の情報収集を踏まえてというのが一つの軸となるとともに、もう一つ参考資料1で、これまでの過去数年間にやってきたものとのいろいろな流れの中で、どういうふうになっているのかということだと思います。

例えば、農道・林道の維持管理ということで、いきなり出てきているということですが、この前にインフラの長寿命化や維持管理というのは、モードを変えながらずっとやってきましたが、資料をよく御覧いただくと分かるとおおり、農道・林道については一般の道路と違って、そういうスキームがしっかりとできていないというようなところを契機として、そこを取り上げなきゃいけないのではないかとか、あるいは子どもとか学校の問題を幾つか取り上げています。これも、いじめや、今、学校の専門スタッフなども調査しておりますし、そういう流れの中で、地域と学校社会のかかわり合いというのは、これからの地域社会を考える上でも重要だろうということで、一つのテーマとして挙げているということです。要保護児童の問題は、昨年来、問題となっている児童虐待の問題について、厚生労働省でやって、いろいろなこと、少し視点を変えて、里親というものについてどう考えたら良いのかというのは、まだ政府としての検討も抜けているのではないかというような問題意識だと思いますし。そのように一つ一つ説明すると、いろいろなストーリーが出てきます。それ以外にも、もっといろいろなストーリーはあるのだと思います。

そういう意味で、あくまでも私どもの素案は、こういうことすということ、御説明が十分なかった点はおわびするとともに、こういうこともあるのではないかといったことを、あるいは先生方の御知見とか地域での様々な活動での御経験から、自由におっしゃっていただくと、このテーマも非常に実りの多いものになっていくのではないかと考えて、このようなことでお示しをさせていただいているということで御理解いただければと思い

ます。

(岡会長) 田中委員、お願いします。

(田中委員) 御丁寧な説明ありがとうございました。一点だけ確認したいのです。今の御説明ですと、いわゆる500ある施策、5,000ある事務事業以外のものも、この評価の対象になり得るということを言及されたと思うのですが、その理解は正しいですか。

(讃岐行政評価局長) そこは、500というのは主要な施策を全部カバーしているというふうに抽象的には理解しておりますし、その下に5,000の事務事業で全部をカバーしている。ただ、その区切り方は、5,000の事務事業であると、どうしても予算単位に区切ってあったりするので、我々の問題意識から見ると、一つに限定されなかったり、この500施策も府省ごとに立てておりますので、各省をまたがるような課題みたいなものは、一つで捉えきれないという意味があるので、500と5,000と、これを対応関係にはできないというつもりで申し上げたところです。

(田中委員) 何かを批判するとかではなく、頭の整理をしたいんですね。普通、いわゆる政策評価、特に事後評価の場合には、既にあった施策や政策を対象にして評価をしますけれども、今の御説明ですと、明確な政策や施策になっていないかもしれないけれども、今、非常に重要になっている社会的ニーズというものをピックアップして、そこに今、現行、どういうニーズに対応されているのかということも、ある種、ニーズを発掘するような意味で評価作業を行うというふうにおっしゃったように理解しているのですが、よろしいですか。

(讃岐行政評価局長) ある意味、そういうふうに課題を発掘していかなければいけないということだと思いますし、500や5,000といったものについては、それぞれ目標が立てられて、実績というものが出ているという意味合いで捉えると、我々が評価をし、調査をする前提としては、既に出ている目標と実績が対比されているような資料は、施策の区分けにとらわれず、しっかりと参考にしているというのは、大前提になっていると思います。

(田中委員) 何が正しいとかではないのですけれども、いわゆる事後的に評価をするものと、新たに行う調査という、よくニーズアセスメントやニーズの発掘みたいなことを言うんですけども、それであれば、政策評価に新しい視点が入ってきたのかなと思って、確認をさせていただきました。

(岡会長) よろしいですか。讃岐局長、どうぞ。

(讃岐行政評価局長) 厳密に言うと、政策評価という枠組みでは、かなり幅広く捉える

ということで、行政評価・監視と言っていると、実際それは今の施策を前提として、その合規性などということですが、形式的に捉えるかどうかということも含めて、これからの仕事のあり方は、委員の先生方ともよく御議論しながら進めていくのが良いのかなと考えているところです。

(岡会長) 牛尾委員、お願いします。

(牛尾委員) テーマの選定に関して、今、いろいろな議論があるのですが、例えばイメージとして、常時監視活動という言い方はされているのですが、私が携わっている部分で申し上げますと、例えば、政策評価については、管区ごとに管区行政評価局というのがございます、地方の出先機関として。そこで、有識者を交えた行政懇談会を開催し、政策評価にその地域で詳しい方々をお集めして、例えばテーマ等についても意見聴取や議論していただくというプロセスも踏んでいますので、必ずしも霞が関の方たちが、霞が関でやっているものではなくて、監視活動プラス、そうした地域の有識者の方の意見の吸い上げもやっているということは、実際に私、見聞しておりますので、補足させていただきたいと思います。

(岡会長) ありがとうございます。私から、一つ調査テーマを提案させていただきます。マイナンバーカードの利活用でございます。マイナンバーカードがスタートして3年ぐらいたつのですが、残念ながら普及率が1割強であるという実態があるわけですね。それはなぜなのかと考えてみますと、おそらく、マイナンバーカードを持っていても、ほとんどメリットがないと思っている国民がたくさんいると思うんです。これだけの重要な施策が、残念ながら、満足できるような状態になっていないということは事実ですから、そこを調査し、良いアイデアが提案できればよろしいのかなという思いを込めて、ぜひこの候補の中に、マイナンバーカードの利活用、あるいは普及なのか、表現にはこだわりませんが、いずれにしてもマイナンバーカードを取り上げていただきたい。

もう一言加えると、2013年から「骨太の方針」で電子政府が掲げられていますが、これもまた、進捗状況は芳しくないわけでありまして、広い意味での電子政府、デジタル化の中でのマイナンバーカードでしょうから、ぜひ取り上げていく必要があるのではないかと考えています。これは私からの提案でございます。

ほか、いかがでしょうか。田淵委員、お願いします。

(田淵委員) 私からも提案なのですが、オーバーツーリズムという観点です。今後、訪日外国人を2020年で4,000万人、2030年で6,000万人という形で、どんどん増やそう

という中で、先ほども京都市のお話をされていたかと思うのですけれども、いろいろところでオーバーツーリズムという観点で課題が出てきていると思います。観光庁としても、たしか今年の7月に、関連の本部が設置されているので、そうした課題は認識している。ただ、観光庁としては、恐らく、旅行者の視点からの対応になると思うので、総務省としては、生活者、住民の視点でオーバーツーリズムを捉えると、違う視点での課題が見えてくるかと思しますので、そういった観点で、2020年に向けて、来年度のテーマとして、オーバーツーリズムを提案という形で出させていただきたいと思います。実態把握をしていただいて、もしベストプラクティスとして取り上げるに値するような、京都市も含めて、対策があるのであれば、広めていただくということが有効なのではないかと思ひます。

以上です。

(岡会長) ありがとうございます。それでは、今の審議を踏まえて、調査テーマの選定作業を続けていただくとともに、次回の会議で、またこういうテーマを選定したいというお話が出てくると思ひますけれども、そのとき、先ほど局長から御説明があったように、それぞれのテーマを取り上げた目的というか、理由というか、それにも簡単に触れていただくと、皆さんの理解度が深まるのかと思ひます。項目のリストアップだけではなくて、そこまでお願いできればと思ひます。

(讃岐行政評価局長) 今の会長からの御提案も含めて、また、本日御提案のあったものをどのように取り上げていけるのかを含めて、よく整理をするとともに、次回、しっかりと御説明できるように練り上げていきたいと思ひます。

(岡会長) ありがとうございます。

議題3に移ります。地籍整備の推進に関する政策評価についてです。本件は、総務省が行う統一性・総合性確保評価のテーマであり、昨年11月の第10回審議会において、調査の計画についてあらかじめ審議し、そして今回、その取りまとめに向けた方向性について審議するものでございます。

それでは、事務局から説明をお願いします。

(赤松評価監視官) お手元の資料3、それから参考資料2に基づいて御説明申し上げます。まず、昨年11月の審議会におきまして、調査計画概要の説明を行わせていただきました。今般4月から7月にかけて実地調査を行いましたので、本日、取りまとめの方向性について御説明させていただき、御議論いただきたいと考えております。実地調査に御協力いただきました国土交通省、法務省の方々におかれましては、大変ありがとうございます。

ます。御礼申し上げます。

それではまず、参考資料2を御覧ください。背景にありますとおり、昭和26年以降、国は地籍整備を推進してまいりました。昭和37年には国土調査促進特別措置法が制定されまして、国土調査事業十箇年計画を定めて計画的に推進しているところでございます。現行の第6次の計画につきましては平成22年度を初年度とし、平成31年度までを計画期間としております。

目標設定の考え方にございますとおり、第6次計画につきましては地籍調査の対象地域、合わせて28.6万平方キロメートル、これは我が国の国土面積の4分の3を占める広大な面積になります。平成21年時点で、まだ地籍整備が進んでいない約15万平方キロメートルの中から、優先的に地籍を整備する必要があるという地域を5万平方キロメートルとしまして、今後10年間、現行計画の10年間で約半分の2.1万平方キロメートルを整備するといった内容でございます。これは宮城県と福島県の面積を合計したぐらいの大きさになります。

この調査の着眼点としては大きく三点ございます。参考資料2でございますが、まず成果目標として、地籍調査を実施した地域の面積割合を49%から57%に引き上げるということ等が挙げられております。こうしたK P Iの達成状況の裏返しとしまして、自治体における地籍整備の実施状況がどうなっているのかについて調査をした。これが一点目。

二点目が、右側のオレンジの部分になりますが、地籍整備を推進するための国交省の主な施策推進メニューでございます。こちらについて、その施策が実効を上げているのかどうかという観点での調査、これが二点目でございます。

最後に下のグリーンの枠になりますけれども、法務省が行う地図作成事業でございます。法務省が行う地図作成作業の実施状況。それから、市町村が行う地籍調査に対する法務局の協力状況を調査した三点でございます。

資料3を御覧ください。3ページを御覧いただきたいと思っております。3ページのK P Iになりますけれども、十箇年計画では全国平均で49%から57%の進捗を目指しておりましたが、平成29年度末現在、52%にとどまっているという厳しい状況。特に、D I D（人口集中地区）については、21%から48%非常に高い目標を掲げております。こちらにも進捗が十分には見られないという状況でございます。

その上で、2ページを御覧ください。日本地図上で、進んでいるところがグリーン、特に濃いグリーン。そして日本の中央部、オレンジ、赤色が塗られております。特に赤色の部分の進捗が遅れております。こういったところから104の市町村を選定し、調査をいたし

ました。

4 ページを御覧ください。4 ページに表が出ております。自治体の中でも進捗率にばらつきがあるということでございます。北から順番に並んでおりますが、例えば近畿地方の和歌山県を御覧いただきますと、平成29年度の進捗が43.5%、ここは全国平均を下回っておりますけれども、この直近の10年近い期間を見ますと、伸びは17.1ポイントということで、非常に高い状況がございます。

実施市町村の取組自体に差が見られるということ。それから、市町村と国との連携に関して、何らかの違いがあるのではないかというような問題意識で、調査いたしております。

4 ページの右側に、市町村から挙げられている課題が三点ほどございます。一点目は、予算関係、要望額どおりに負担金を交付していただきたいといった内容。二点目が作業の困難性。土地所有者の所在の確認に非常に時間がかかるといった問題。あるいは権利意識が強いということで、筆界、境界の合意に時間がかかるといったことが挙げられております。三点目が人員体制が不足しているということが、課題として挙げられております。

5 ページから9 ページにかけては、先ほど申し上げました支援施策、支援メニューについての活用状況と効果でございます。それらの施策が効いているのか。ネックがあれば、見直しを図っていく必要があるのではないかという問題意識でございます。

5 ページの左下は、市町村に対する国と都道府県から出します負担金がございますけれども、国庫の負担金については、おおむね毎年135億円程度の予算が組まれております。一方、国庫負担金に対する市町村からの要望額と交付額について見ていただきますと、最近、平成27年度から29年度にかけて、交付率が微減といえますか、少し低下している状況が見られます。

そして、6 ページでございます。地方公共団体や民間事業者が行う測量の成果を地籍調査の成果と同等に取り扱うことができる制度、これに関する補助制度を活用できているかどうかでございます。ネックは使い勝手の問題、手続きが煩雑であるとか面積要件が厳しいこと。こういった補助金の使い勝手に改善の余地がないのかという問題意識でございます。

続きまして、7 ページでございますが、民間事業者への包括委託という制度。これは、市町村の負担軽減につながっているという意見もございます。また、委託費が高額になるという問題も見られるということ。一方、未着手の自治体におきましては、これを使うことによって地籍を進めているという一定の成果が見られると考えています。

8 ページでございます。国が行う基本調査。これは、国がまず基本調査を行いまして、

その後、市町村が行う地籍調査の呼び水にしていこうという制度になっています。達成率、下のブルーのところでございますが、平均すると26.1%ということでございます。また、基本調査をやった後に市町村が後続の地籍調査を十分に実施されていないといったこと。それから、一部でございますけれども、基本調査の成果案に不備があり、円滑に活用できなかったという意見もございました。

9ページになりますが、所有者不明土地の問題でございます。そのネックを解消しようということでございますけれども、立会の弾力化についての活用状況は、平成29年度では16.6%でございます。調査した約63万筆の中で、所有者等の所在が不明で立会いを求めることができなかつたのが、約2,800筆。それがそのまま筆界未定ということにならずに、例えば地籍測量図などを活用することによって、このうちの461筆は地籍、筆界を確認することができたという効果がございます。

10ページでございますが、法務局が行う地図作成作業になります。右側の円グラフを御覧ください。登記所に備えつけられております図面のうち、ブルーの地図は約56%になります。その地図のうち約75%が地籍図。地図の大部分の供給源は地籍図になっております。その他に土地改良図などがございます。法務局自らが行う地図作成については、非常に少ない状況。一方で、赤い部分が公図と呼ばれるものです。地図に準ずる図面であります。これは旧土地台帳附属地図と呼ばれるものが多くを占めております。住民自らが、明治時代でございますけれども、作成した地図などが残っている状況です。

公図の方につきましては精度が低く、また位置情報が分からないものでありますので、例えば災害が起こったときに境界杭が流されてしまった。公図をもとにして現地を復元することは困難です。一方で、地籍図などをもとにすれば、仮に杭がなくなったとしても、正確に現地を復元することが可能になります。

10ページの横表を見ていただきますと、ここ15年間ぐらい法務省が進めている地図作成作業の状況ですが、ほぼ毎年、計画どおり実施できていることが分かります。

最後のページになりますが、市町村から法務局に対する意見・要望を聞いております。市町村では、都市部での調査が難しい。土地の権利関係が複雑であったり、多大な労力を要することに対して、法務局のほうで、地図混乱地域に限定して、地図作成作業を行っておりますけれども、その役割拡充を求めるといった意見・要望が多く見られました。その下に法務局における地図作成作業の計画策定時において、市町村との協議状況を確認しておりますけれども、多くの法務局では計画策定時において、実施地区の選定等に関して、市

町村との協議・調整があまり行われていない状況でございました。

一方で、下に表がございますけれども、これは非常にうまく連携がとれている例でございます。駅前の再開発を行おうとしている市町村に対して、法務局のほうも地図混乱地域が調査対象として該当する。両者、力を合わせて、地図混乱地域、周辺部分を含めて、地籍調査を一体として整備しているという例がございます。非常にすぐれた例と考えております。

以上でございます。

(岡会長) ありがとうございます。

ただいまの御説明に対する御質問、御意見ございましたら、お願いします。堤専門委員、お願いします。

(堤専門委員) ありがとうございます。議題1で岡会長から指摘のあった組織の連携と、当事者が問題を認識して取り組んでいくというような観点が盛り込まれていて、興味深く拝聴しました。それから、民間委託や立会いの弾力化みたいな措置についても分析されているので、非常に興味深く拝聴しました。

その上で、この問題、やっぱり難しいなと思ったのは、成果の目標が面積になるという点です。要は、実際に地籍調査が終わったところの面積で見るという観点ですね。これは致し方ないんですけども、今日、御説明がなかった参考資料の3ページ目、名取市の事例ということで、地籍調査の効果ととして、実際に地籍調査がちゃんと終わったからこういった効果がありましたよという事例がありました。これは御説明いただきたかったなと思ったんです。本当はここが一番肝心なところなんですね。そういう意味では、ここがアウトカムだとすると、対象の面積というのは、かなり手前のところのアウトプットのところで、そこで見てしまうと問題かと。これ、制度上、支障がないと思うので、すぐにどうしようということはできないんですけども、その結果として何が起こるか、危惧されるかという、やりやすいところからやると。つまり、資産価値が余り高くなくて、もめ事がないようなところでばんばんやれば、数字上は稼げてしまうというようなことがあるかと思えます。

そういったことが、恐らく、危惧があったのか、一応、D I D地域とそうでないところというふうに分けて、やっぱりD I D地域では進まないねということが見えている。それもいいところだと思うんですが、何回か前にこの議題のときに申し上げた、資産価値ベースで見るといいこともあって良いかと。成果のところ、目標の立て方も考えないと、ず

っとこの面積でやっている限りは、今申し上げたように、本来やるべきところは後回しになってしまうということからなかなか逃げられないところだと思います。その辺について気になったので、申し上げました。

(岡会長) ありがとうございます。

事務局からどうぞ。

(赤松評価監視官) ありがとうございます。堤専門委員のおっしゃるとおり、面積でやっけてしまいますと、やりやすいところで進めれば、具体的には、地籍調査は農地で非常に進んでまいりました。一方で、D I Dというところが、様々な補助施策も講じておられる中で、円滑には進んでいないというのが実情と思います。

そういう中で、その効果を、これから取組をされていこうとする市町村におかれても、見える化していく必要があるのではないかと考えております。そこで、私どもの調査の中でも、市町村自らが把握しております地籍調査を実施したことによる効果は、後続事業の期間や費用の縮減効果であったり、地籍調査未実施による支障といったところも併せて調査しておりまして、そういった結果を報告書の中に適切に盛り込んでまいりたいと考えております。

(岡会長) ありがとうございます。

ほか、いかがですか。岸本専門委員、お願いします。

(岸本専門委員) 直接この政策の中の話ではなくて、その前提なのですが、今、指標を面積でやっているという話が出たのですけれども、そもそも目標をどう設定しているかというところで、優先的に地籍を明確にすべき地域のおよそ半分の地域という形で、目標が設定されていて、言ってみたら、この低い進捗率から見て、事前の政策評価がうまくされていなかった事例という見方もできるかなと思います。なので、もうすぐこの十箇年計画が終わるということで、次の計画が始まるんだったら、まず目標をどう設定するか。それはもちろん指標の話と、あと何割、何%まで十年でやるかみたいな両方をきちんと政策評価事前分析という観点からやるべきだというのは、提言として出ていいのかなと思います。

具体的に言うと、指標を置いておいて、パーセントだけで言うと、何%まで達成するにはこのぐらいお金かかるということを複数のオプションで示して、それで、どれがいいかという。そこから、どれが国として適切かということを話し合う、その土台となるような評価というものをきちんとやるべきだというのは、前回の反省から、あつていいのではないかなと思います。

(岡会長) ありがとうございます。薄井委員、お願いします。

(薄井委員) まず質問として、都道府県別の4ページです。後ほどで結構なのですが、コメントいただきたいと思うのですが、ここまでエリアによって跛行性が強いというのは、大きな問題が伏在されていると考えざるを得ないではないか。例えば同じ首都圏のなかで、埼玉県はどうなのかなと見ると、東京、埼玉は進んでいるように見える。少なくとも千葉と神奈川との相对比较では。一般的な問題もちろんあるでしょうが、自治体によって、ここまでスタンスが違うというのは、やはりそこは思いっきりあぶり出して、問題提起していいのではないかなというのが、まず率直な私の感想なのですが、それについて後ほどお答えいただきたいというのが質問です。

次に感想ですが、全般的な大きな問題については、これまたタブー的な言い方になってしまうかもしれないけれども、日本における絶対的な土地所有権についてどう考えるかという根本的な問題についても、問題提起せざるを得ないと思うのです。類似例で考えると、例えば金融機関でいうと、今までは預金というのは未来永劫、保護されていると思っていたら、例の休眠預金の議論で、知らない間に、ある意味、国家のほうに移転されている。「えっ」て、みんな、びっくりしたと思います。同様にこれから先、災害発生確率が高いエリアで、何らかの事前的な措置が必要とすると、この地籍調査に限らず、様々な措置を複合的に打っていかなくちゃいけない。複合的に打つ一つのベースとして、この地籍調査もあるのだというふうな何か大きな位置づけがある。その中での絶対的土地所有権についての見直しとか、鉈で割ったような議論も俎上にあげないと、根本的に進まないのではないかなと思います。

最後にこれはお願いなのですが、それをあぶり出すためには、いろいろなマップを重ねて見ていただけたら良いのではないかな。例えば東日本大震災以降、津波到達時間というのは、ほとんど公表が義務づけられていて、臨海部のあらゆる自治体は、津波到達時間について、必要なマップを作っていると思います。同様にハザードマップも作っていますよね。そうすると、津波到達時間とかハザードマップとか、他にもたくさん防災関係のマップであるわけですが、それと重ね合わせたときに、この自治体のこのエリアの地籍調査がいまこんな状況でいいのかという形で問題点を浮かび上がらせることができると思うし、そこで逆に、今日も連携という言葉、キーワードに出ていますけれども、なぜできないのかということについて、きめ細かく地元の意見を聞いて、フィードバックのシステムを作る。何かそういう、もう少し大きな仕掛けで対応していかないと、この先、この問題について

は、抜本的な解決には至らないのではないかという感想を持った次第です。

質問としては、都道府県別の跛行性についてコメントがあれば、ぜひよろしく願います。

(岡会長) ありがとうございます。それでは、今の質問の部分だけ事務局からお答えいただいて、あとは意見として受けとめていただくと。

(赤松評価監視官) 貴重な御意見ありがとうございました。東京は、離島などが進んでおりまして、全体からすると、平均すると、もう少し低いのかなというような気がいたします。跛行性について、大きく違いがあるということ、おっしゃるとおりだと思います。

例えばでございますけれども、特に都市部における作業の困難性に起因する部分というのは、全国共通なのかもしれませんが、とりわけ都市部においては、一筆一筆が非常に混み合っていること。所有者が多いといったことで、農地や林地をやる場合よりも労力がかかる。都市における特徴の一つなのかなということは考えられます。また、行政課題として必ずしも優先度が低いというような自治体もあります。そういった場合においては、なぜ優先度が低いのかということ、しっかり考えていかなければいけないと思います。そういった際に、堤専門委員と岸本専門委員がおっしゃったように、地籍整備の効果みたいなものをきちんと見えるように打ち出していくということも、大事なかなと思います。

いずれにしても、先生の御指摘を踏まえまして、今後、検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

(岡会長) ありがとうございます。これだけ時間をかけて、このレベルのということは、かなりいろいろな課題があってできないのだと思うんですけれども、今、二人の専門委員から御提案があったことも、次のステージで参考になるのかもしれないので、ぜひ受けとめて、御検討していただければと思います。

続きまして、議題4でございます。政策評価制度部会における取組状況につきまして、事務局からの説明をお願いします。

(砂山政策評価課長) 資料4-1、資料4-2に基づきまして、報告案件が二件ございます。

まず、資料4-1を御覧いただきますと、公共事業評価ワーキング・グループの取組状況ということでございます。公共事業評価ワーキング・グループにおきましては、各省で実施されました個別の公共事業評価についての点検と、より広く関係府省や地方公共団体

など事業における評価業務全般についての運用などの実態把握を進めております。

個別評価の点検、1のところですがけれども、7月の審議会でも御説明しましたとおり、今年度は水資源の安定的な供給を目的とした事業を中心に9事業区分30件を選定いたしまして実施しております。現時点で、費用便益分析の便益算定に事業区域以外の場所のデータを用いている例などが判明しておりまして、引き続き点検を進めていきたいと思っております。

次に、2のところですがけれども、公共事業評価の質の向上に向けた取組ということで、評価業務の運用などの、実態把握を進めております。地方公共団体の中には、事業所管省の方針とは異なる方法で業務を運用している例などが判明しております。他方で、財務会計と連動した電子システムを導入して評価書を作成している取組例なども把握できております。

いずれにいたしましても、今後、矢印の下にございますとおり、委員視察を行いまして、具体的な事業の現場についてイメージを持っていただいた上で、御議論いただく予定としております。

次に、資料4-2、租税特別措置等に係る政策評価の点検結果ということで、こちらは事後報告でございます。今年も法人関係三税に関する税制改正要望にあわせまして、各府省で事前評価が実施されておりました、本文の1行目にございますとおり、政府全体で59件、評価結果が出されました。それについて、私どものほうで点検を行いまして、その結果を去る11月1日に公表させていただきました。

点検結果の全体像につきまして、右下の図表2のところにありますレーダーチャートを御覧いただきますと、評価書の記述の中で特に改善の余地が大きい要素といたしまして、(1)の達成目標、それから(6)(7)の過去の効果、将来の効果という効果の部分といったあたりが挙げられます。これらは、いずれも政策評価において非常に重要な要素でありまして、かつ難しい部分でもあります。今後とも継続して改善努力が必要であると認識しております。

次ページ以降に、今回の点検の結果、把握されました、改善の余地が大いにあると思われる具体的な事例を4点掲載しておりますけれども、時間の都合で説明は省略させていただきます。

事務局からは以上です。

(岡会長) ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明につきまして、公共事業評価ワーキング・グループの白石主査から、補足すべき点があればお願いします。

(白石臨時委員) 今年は、どちらかという点検で取り上げた、それも水をキーワードに幾つか複数の省庁の政策評価を見させていただいております。普通ならば、縦割りということなのですが、同じような目的の施策でも、比較することによって、気づきであったり、考え方の整理、あるいはマニュアルのあり方というところまで、皆さんで御議論させていただいています。現地も見させていただいて、また意見交換とか情報収集を進めてまいりたいと思います。

以上です。

(岡会長) ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明及び白石主査の御発言を含めまして、御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

御質問、御意見がないようでございますので、議題4については、以上で終了させていただきます。

本日の審議は以上でございます。

最後に、今後の審議日程について、事務局から説明をお願いします。

(楠原企画課企画官) 今後の審議日程につきまして、現時点での予定を御案内申し上げます。

今回は、来年の2月8日金曜日の午後に政策評価部会単独で開催いたします。その後、3月4日月曜日の午後、政策評価審議会と政策評価部会との合同で開催をする予定としております。議題等の詳細につきましては、追って事務局から御連絡を差し上げます。

よろしくお願いいたします。

(岡会長) ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第13回政策評価審議会と第17回政策評価制度部会の合同会合を閉会いたします。本日はお忙しいところ、ありがとうございました。